

北部 1 包括だより ～きらきら～

〒985-0003 塩竈市北浜四丁目6番52号

TEL022-361-3822

明けましておめでとうございます。本年もよろしく願い申し上げます。



北部1包括だよりでは、シリーズ第3回目の成年後見制度について、ご紹介いたします。新型コロナウイルスによる影響だけではなく、家族形態や働き方・暮らし方が変わってきました。そこで、地域の皆様の今後の備えとして、包括だよりを参考にして頂きたいと思います。

■【成年後見制度】シリーズ第3回「法定後見制度と任意後見制度」



Q 法定後見制度と任意後見制度にはどのような違いがありますか？

判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが後見制度ですが、法定後見制度では、家庭裁判所が個々の事案に応じて成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)を選任し、その権限も基本的に法律で定められているのに対し、任意後見制度では、本人が任意後見人となる方やその権限を自分で決められることができるという、違いがあります。

	法定後見制度	任意後見制度
制度の概要	本人の判断力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法律的に支援する制度	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務(本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務)の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度
申立て手続き	家庭裁判所に後見等の開始の申立てを行う 	1.本人と任意後見人となる方との間で、本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務について任意後見人に代理権を与える内容の契約(任意後見契約)を締結⇒この契約は公証人が作成する公正証書により締結(公証役場で)することが必要 2.本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の申立て
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる方(注1)
成年後見人等、任意後見人の権限	制度に応じて、一定の範囲内で代理をしたり、本人が締結した契約を取り消すことができる	任意後見契約で定めた範囲内で代理することができるが、本人が締結した契約を取り消すことはできない
後見監督人等(注2)の選任	必要に応じて家庭裁判所で選任	全件で選任

(注1) 本人以外の方の申立てにより任意後見監督人の選任の審判をするには、本人の同意が必要です。

ただし、本人が意思を表示することができないときは必要ありません

(注2) 後見監督人等＝任意後見制度における任意後見監督人

法定後見制度における後見監督人、保佐監督人、補助監督人

■消費トラブル 点検商法に注意！



高齢者の消費者トラブルを防ぐのは、地域の見守りです！

高齢者宅を狙った点検商法が多発しています。

住宅リフォーム会社を名乗る複数の若い男性が高齢者宅を訪問し、

トタン屋根の補修が必要などと言って執拗に契約を求める事例が

ありました。契約をしてしまった場合は、クーリング・オフ(一定の期間内であれば無条件で契約を解消できる制度)がありますが、点検商法は「訪問販売」に含まれるため、クーリング・オフは契約書を受け取ってから8日間となります。8日間を過ぎても「宮城県消費生活センター」や「塩竈市消費生活相談窓口」に相談すれば解約できる場合もあります。執拗に契約を求める場合は、塩釜警察署に電話をして下さい。

○宮城県消費生活センター ☎261-5161 ○塩竈市消費生活相談窓口 ☎355-6918

○塩釜警察署 ☎362-4141

○北部1地区包括 ☎361-3822

■フレイルを予防しましょう

フレイル予防のポイントは「運動」「栄養」「社会参加」



★★★

2月に運動教室を予定しております。
詳細は2月に回覧いたします。

フレイルとは・・・

加齢とともに心身の機能が低下してきて、「健康」と「要介護」の中間の状態にある事を云います。

フレイル予防のポイント

○運動(身体活動)

適度な運動を継続して、身体機能を維持していくことが大切です。できる事から始めましょう。

○栄養(食生活・口腔機能)

バランスの良い食事とたんぱく質の摂取で「低栄養」を防ぎ、「口の健康」にも気を配りましょう。

○社会参加

社会とのつながりを失わないように、積極的に社会参加をしていくように心がけましょう。

■『塩竈市救急医療情報キット』をご存知ですか？



高齢者の方が自宅で救急車を要請した際に、必要となる「かかりつけ医療機関」や「持病」、「服薬情報」などの医療情報を記入した「救急医療情報用紙」を専用容器に入れ、冷蔵庫内に保管しておくことで救急隊員や医療機関の迅速な救急活動に役立てるものです。

対象者：①避難行動要支援者全世帯

②65歳以上の一人暮らし二人暮らしのみの方

③その他、日中独居状態と認められる65歳以上の方の世帯



申込み：塩竈市健康福祉部長寿社会課 TEL364-1204

北部1地区地域包括支援センター TEL361-3822

北部2地区地域包括支援センター TEL362-1911

西部地区地域包括支援センター TEL367-0414

南部・東部地区地域包括支援センター TEL290-7185

■編集後記 会いたい時に会いたい人に会えない。行きたい時にすぐに出かけられない。「あたりまえ」だったことが「あたりまえ」ではなくなった。コロナ禍で、生きづらさを感じる一方で、逆にこんな時だからこそつながりが大事、つながりが切れないように、情熱をもって地域の皆さんが工夫して活動しています。次回の包括だよりでは、各地の活動状況の紹介を予定しております。(S.A)